別記様式の記載要領第四号の表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の項から給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和７年旧措置法」という。）第42条の12の４第１項（償却費）	00601	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（令和７年旧措置法第42条の12の４第１項）	00602	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の12の４第１項（償却費）（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下この表において「経営強化法規則」という。）第16条第２項第１号）	00712	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の４第１項（経営強化法規則第16条第２項第１号））	00713	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の12の４第１項（償却費）（経営強化法規則第16条第２項第２号）	00714	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の４第１項（経営強化法規則第16条第２項第２号））	00715	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の12の４第１項（償却費）（経営強化法規則第16条第２項第３号）	00716	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の４第１項（経営強化法規則第16条第２項第３号））	00717	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の12の４第１項（償却費）（経営強化法規則第16条第３項）	00718	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の４第１項（経営強化法規則第16条第３項））	00719	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	令和７年旧措置法第42条の12の４第２項	00603	法規別表六（二十三）「20」の欄の金額（当該金額に他の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項（以下この表において「適用条項」という。）に係る金額が含まれる場合には、法規別表六（二十三）「20」の欄の金額から、他の適用額相当額（同欄の金額に同表「15」の欄の金額のうちに占める当該他の適用条項に係る同欄の金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額をいう。）を控除した金額）
	第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第２項第１号）	00720	
	第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第２項第２号）	00721	
	第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第２項第３号）	00722	
	第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第３項）	00723	
	第42条の12の４第３項	00604	法規別表六（二十三）「25」の欄の金額
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の５第１項	00699	法規別表六（二十四）「39」の欄の金額
	第42条の12の５第２項	00700	
	第42条の12の５第３項	00701	
	第42条の12の５第４項	00702	法規別表六（二十四）「44」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項中「第42条の12の６第１項」を「令和７年旧措置法第42条の12の６第１項」に改め、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12の６第２項」を「令和７年旧措置法第42条の12の６第２項」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却（事業適応設備」に、「の特別償却」を「の特別償却）」に、「第42条の12の７第１項」を「令和７年旧措置法第42条の12の７第１項」に、「第42条の12の７第２項」を「令和７年旧措置法第42条の12の７第２項」に、「第42条の12の７第３項」を「第42条の12の６第１項」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応設備」に、「特別控除」を「特別控除）」に、「第42条の12の７第４項」を「令和７年旧措置法第42条の